

令和7年度学校体育施設開放事業

◆◆◆◆団体登録・利用希望申請のてびき◆◆◆◆

1.目的

本事業は、下関市におけるスポーツおよびレクリエーションの振興のために、下関市立小学校および中学校の体育施設を学校教育の支障のない範囲で開放します。

2.開放施設・開放時間

下関市立小学校・中学校(全 61 校)の、グラウンド・体育館・武道館(全 141 施設)を開放します。詳細については「開放施設・時間一覧」(別照)をご確認ください。

3.利用料金

無料

4. 団体登録要件

開放時間内の利用は、基本的に団体単位とし、「原則、下関市内に在住、又は通勤・通学する者で構成された5人以上の団体」を登録の要件としています。登録に際しては、下記 Web 申請フォームより受け付けますので、団体構成員名簿(様式あり)と一緒にお申込みください。団体構成員名簿の様式は市 HP 上に掲載しておりますので、ダウンロードをしてご利用ください。また、団体登録は、毎年度必要となりますので、利用を更新する場合も改めて登録申請を行なってください。

5. 利用希望申請

下関市では、より多くの団体に利用していただくために、定期利用において「利用目安」を設定しています。団体における利用希望は、利用目安に則した内容で申請を行なってください。ただし、「構成員が 5 人未満の団体」および「目安を超える利用」については、同様に申請を受け付けますが、施設の空き状況に応じて利用調整いたします。

利用目安 : 1 団体につき、週 2 回(1 回 : 3 時間程度)の利用

団体登録・利用希望 Web 申請フォーム



申請期限:令和 7 年1月31日(金)17 時

6. 地域行事・大会等による利用

地域行事や大会・試合の開催に伴う利用については、令和 7 年4月以降に随時受け付けることとします。申込みについては、原則市 HP 上の Web 申請フォームから受け付けることとします。(後日公開)

7. 学校開放不可日

学校施設は、開放事業だけでなく、地域行事、地域活動および選挙時の投票所等の様々な利用がなされています。下記の行事等において、学校が認めたものについては、学校開放の不可日となりますので、該当する利用団体には地域整備機構から個別に通知いたします。

①学校施設の緊急修繕や改修工事

②学校教育および学校教育の延長または密接不可分と学校長が認めるもの(学校行事・部活動・PTA 活動・地域行事等)

8. その他

本事業における団体登録・利用希望申請～利用調整結果の通知および利用にあたっての諸連絡については、原則 Web 申請もしくはメールによるご連絡とさせていただきます。Web での申請もしくはメールの確認が困難な場合、紙媒体の郵送による受付・通知も可能ですので、お気軽に地域整備機構までご連絡ください。

お問い合わせ：(株)地域整備機構

TEL : 083-224-1241

メール : sakata-chiiki@outlook.jp